

ごみの排出についてのお願い

ごみの排出について、日頃から町民の皆さまにはご理解とご協力をいただきありがとうございます。ご協力をお願いします。

介護用・乳幼児用おむつ類の排出方法について

燃やすことが可能であるものについては、汚物を取り除き、無色透明または半透明（中身が確認できるもの）の袋に入れて、燃やすごみの日に排出してください。なお動物用については、燃やすごみ（有料ごみ）袋での排出をお願いします。

電池類の排出方法について

誤って排出される電池類により、全国のごみ収集車両やごみ焼却施設で発火発煙事故が増加しています。



豊頃町のごみを受け入れしている帯広市くりりんセンターの焼却施設でも、令和4年度に入ってから5件の火災発生事故が報告されています。

この原因となるのが、リチウムイオン電池などの小型充電式電池が有料ごみ袋（燃やすごみ・燃やさないごみ）への混入によるものと推測されています。

豊頃町では、燃やさないごみの日に電池の排出を指

定しており「アルカリ・マンガン電池」については、無色透明または半透明の袋に入れて排出をお願いします。

また9月1日から、使用済み小型充式電池を役場1階および大津支所に設置のリサイクルボックスで回収しています。

小型充電式電池とは…

充電して繰り返し使える電池のことで、携帯ゲーム機など身近な電気製品に使用されています。左のリサイクルマークを参考にしてください。

また通常の乾電池については、有害危険ごみですので、燃やさないごみの日に袋を分けて排出してください。



スプレー缶やカセットコンロのガス缶等の排出方法について

スプレー缶全般類（缶内にガスが充填しているもの）に関しては、清涼飲料水缶や食品缶詰等とは別の無色透明または半透明の袋に入れて、資源ごみの日に排出してください。

分別・排出状況について

資源ごみ（特にその他プラ・紙など）の排出方法について、不適切な分別や著しく汚れているなどの条件で収集されなかった資源ごみは、排出された方において、改めて適正に分別（リサイクルマークが記載されたもの）いただくとともに、汚れたものについては、一定程度洗浄したのち、おおむね乾燥させてから無色透明または半透明の袋に入れて排出してください。ご協力をお願いします。



「インボイス制度」についてのご案内

インボイス制度とは

インボイス制度とは、令和5年10月1日から始まる消費税の仕入税額控除の方式です。

インボイス制度においては、買手は消費税の仕入税額控除のために、原則として、売手が交付するインボイスを保存する必要があります。

売手がインボイスを交付する場合は、登録番号の記載が必要であり、登録番号を取得するためには登録申請手続きが必要とされています。

登録申請手続

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるには、原則、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

※期限間近には申請が集中し、処理に一定の時間を要する場合があります。早期提出にご協力ください。

問合せ先

十勝池田税務署
☎572・1172

インボイス制度説明会・登録申請相談会のご案内

税務署では、インボイス制度の概要を説明する「インボイス制度説明会」や登録申請を希望される方へ、スマートフォンを利用した登録申請手続を説明する「登録申請相談会」を開催しています。

詳細は、札幌国税局ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

札幌国税局ホームページから

消費税のインボイス制度説明会 登録申請相談会のご案内

- ▶ 消費税の基本的な仕組みから理解されたい方向けの「インボイス説明会」を開催。
- ▶ 国税庁ではオンライン説明会を開催中！



※説明会の様子はYouTubeチャンネルから、いつでも視聴可能です。

年末調整手続きの電子化について

■ 年末調整手続きの電子化とは？

これまでの年末調整では、従業員は保険会社から保険料控除証明を書面（ハガキ）で受け取り、それを基に手書きで保険料控除申告書を作成して書面で勤務先に提出するなど、年末調整の二連の手続きを書面で行っていました。

この一連の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（通称「年調ソフト」）に取り込むことで、各種控除申告書をデータ作成しメール等で勤務先に提出することができるようになります。

なお、詳細については、国税庁ホームページの「年末調整手続きの電子化に向けた取組について」をご覧ください。

HP <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nematsus/nengco.htm>

■ 電子化のメリットとは？

- ① 保険料控除等の控除額の検算が不要
- ② 控除証明書等のチェック事務が削減（従業員が控除証明書等データを利用した場合）

問合せ先

住民課生活環境係 ☎574・2213

問合せ先

十勝池田税務署
☎572・1172

■ 従業員からの問合せが減少

- ④ 年末調整関係書類の保管コストが削減
- 【従業員のメリットとして】
- ① 控除額等の記入・手計算が不要
- ② 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要
- ③ 勤務先からの問合せが減少

■ 国税庁が提供する「年調ソフト」とは？

国税庁では、控除証明書の電子データの取込から控除申告書のデータ作成に対応した「年調ソフト」を開発し、各アプリストアや国税庁ホームページで公開しています。

※現在お使いの給与計算ソフト等への取込機能については、お使いのソフト開発業者様へご確認ください。

■ 「マイナポータル連携」について

従業員の方が保険会社等から取得する控除証明書等データについては、保険会社等のウェブサイトに入手する方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得することができます（マイナポータル連携）。詳しくは国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。

HP <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>